

特定非営利活動法人 キーアセット 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人キーアセットという。

(運営拠点)

第2条 この法人は、主たる運営拠点を大阪府東大阪市に置く。

2 この法人は、その他の運営拠点を東京都国分寺市、神奈川県川崎市、福岡県福岡市、千葉県千葉市、および兵庫県川西市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、保護を必要とする児童が、家庭環境そして地域社会で育まれ、健全な発達を経てそれぞれの能力を十分に発揮できる、自立した社会の一員となるための環境整備に関する事業を行うことで、次世代育成に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は、福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前2号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会の中で保護を必要とする子どもと若者への支援事業
- (2) 法定団体、任意団体、および独立行政法人向けの、子どもや若者へのサービスに関連するトレーニングおよびコンサルティング事業
- (3) 里親の募集、トレーニング、およびアセスメント事業
- (4) 子どもの委託を受けた里親家庭への総合的支援事業
- (5) 厚生労働省の「里親支援機関事業実施要綱」に記載される事業
- (6) 都道府県や指定都市の行う里親委託の支援および代行事業
- (7) 法定団体、任意団体、および独立行政法人向けの、プロジェクト事業
- (8) サービス開発や提供を含む、法定団体、任意団体、および独立行政法人との連携事業
- (9) 里親支援センター設置運営
- (10) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人は、会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

2 会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事を通して入会申込書を入手し、必要事項を記入した申込書をその理事に提出しなければならない。入会は、その理事により提出された申込書の内容が代表理事により承認された時点で認められる。

3 理事は、入会申込書を希望者に渡す際に、希望者に対してこの法人の目的と活動内容について十分な説明をしなければならない。

4 代表理事は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会、会員資格の喪失)

第8条 会員は、退会届を退会希望日の30日前までに代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出し、退会希望日が到来したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 総会へ2年以上参加せず、かつ委任状の提出をしない場合において、理事会においてこの法人の活動に参加する意思がないと判断したとき。

(4) 除名されたとき。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。

ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役 員

(役員の種別)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上12名以下

(2) 監事1名以上2名以下

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 代表理事1名

(2) 副代表理事1名以上2名以下

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第11条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見

を述べること。

(任 期)

第12条 役員の任期は、2年とする。

2 役員の再任は妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第14条 この法人の役員は、役員としての業務に対して報酬を受け取ることはできない。但し、代表理事は妥当な月額報酬額を定期同額給与として受け取ることができる。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 第2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第15条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 理事会から付託された事項
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第18条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第11条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第19条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会における議決事項は、第19条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第23条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条、第24条1項3号、及び第43条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(2) 事業に関する事項の決定並びにその変更

(3) 事業に関する人事の決定並びにその変更

(4) 組織体制の決定並びにその変更

(5) 長期借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く借入金をいう。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(7) 役員の選任又は解任、及びその職務

(8) 事業報告及び収支決算の承認

(9) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(10) 総会に付議すべき事項

(11) その他この定款に定める事項及び総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第27条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(招 集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、代表理事、又は代表理事が指名した者が当たる。

(議決等)

第30条 理事会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、第2項及び第7項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 6 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 7 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 8 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(解 任)

第 3 1 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。ただし、その理事に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 7 章 資産、会計及び事業計画

(資産とその区分)

第 3 2 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 3 3 条 資産は、代表理事又は代表理事が指名する者が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 3 4 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第 2 7 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 3 5 条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事又は代表理事が指名する者が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 3 6 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、

予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 第35条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び変更)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第39条 代表理事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第40条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 書類及び帳簿の備置き

第42条 主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表及び収支計算書

- (4) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (5) 会員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款の変更は、総会において、会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、軽微な事項として特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

（解 散）

第44条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承認を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の処分）

第45条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人または公益社団法人に帰属させるものとする。

（合併）

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑 則

(公 告)

第47条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト法人入力情報欄に掲載して行う。

(委 任)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

1 （施行日）

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 （設立当初の役員）

この法人の設立当初の役員は、第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年（2012年）3月31日までとする。

代表理事	Martin James Stuart Cockburn
副代表理事	James Jennings
理事	庄司 順一
理事	津崎 哲雄
理事	水藤 昌彦
理事	渡邊 守
監事	白岩 正三

3 （設立初年度の事業計画及び予算）

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 （設立初年度の事業年度）

この法人の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年（2011年）12月31日までとする。

附則

この定款は、平成26年12月26日から施行する。

この定款は、平成29年12月27日から施行する。

この定款は、令和4年5月27日から施行する。

この定款は、令和5年3月27日から施行する。

この定款は、令和5年10月12日から施行する。

この定款は、令和6年7月10日から施行する。